

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

<p>行政指導の名称</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 量目関係違反行為に対する措置</li> <li>・ 自店詰のものの検査商品数が 30 点以上の場合の不 適正事業者への改善措置</li> <li>・ 自店詰のものの検査商品数が 30 点未満の場合の不 適正事業者への改善措置</li> </ul>
<p>行政指導の根拠となる 法律・条例・要綱等名</p>	<p>計量法 商品量目立入検査実施要領 立入検査における違反行為に対する措置要領 商品量目立入検査措置取扱基準</p>
<p>条 項</p>	<p>商品量目立入検査実施要領 第7条 第8条 他</p>
<p>所 管 課</p>	<p>経済局 商工観光部 経済政策課 計量検査所 (電話：048-652-6811)</p>
<p>行政指導を行なう場合の方針・基準</p>	<p>基準 (未設定の 場合は、そ の理由)</p> <p>計量法、商品量目立入検査実施要領、立入検査における違反 行為に対する措置要領、商品量目立入検査措置取扱基準 の規定のとおり</p>
<p>備 考</p>	